



県 章

沖縄県公報

定期発行日
毎週火・金曜日

(当日が県の休日に
当たるときは休刊とする。)

目 次

告 示

- 漁業災害補償法に基づく規約の設定についての同意成立の認定（水産課）…………… 1
- 都市計画事業の変更の認可（道路街路課）…………… 1
- 道路の区域の変更（道路管理課）…………… 2

公 告

- 家畜改良増殖法に基づく家畜体内受精卵移植に関する講習会の開催（畜産課）…………… 2
- 建設業者の許可の取消し（技術・建設業課）…………… 2

教育委員会事項

- 沖縄県立高等学校管理規則の一部を改正する規則…………… 4
- 沖縄県立高等学校の通学区域に関する規則の一部を改正する規則…………… 4

告 示

沖縄県告示第412号

漁業災害補償法（昭和39年法律第158号）に基づく規約の設定について同意があった旨の届出が次のとおりあり、同法第108条第5項において準用する同法第105条の2第4項の規定により、当該同意が同法第108条第2項に規定する要件に適合すると認める。

令和3年8月20日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

加入区の名称	漁業の区分	届出人の住所及び氏名
糸満加入区	主としてまぐろ一本釣漁業（総トン数20トン未満の漁船を使用して行う主としてまぐろ一本釣漁業）	豊見城市字与根310番地 5 大城強 豊見城市字与根256番地 1 津多広光

沖縄県告示第413号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、平成28年沖縄県告示第115号で認可した宮古都市計画道路事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

令和3年8月20日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 施行者の名称 宮古島市
- 2 都市計画事業の種類及び名称
 - (1) 種類 宮古都市計画道路事業
 - (2) 名称 3・4・平5号荷川取線
- 3 事業施行期間 平成28年3月4日から令和7年3月31日まで
- 4 事業地
 - (1) 収用の部分 変更なし
 - (2) 使用の部分 なし
- 5 変更の内容 事業施行期間の変更

沖縄県告示第414号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、沖縄県土木建築部道路管理課及び沖縄県八重山土木事務所において、令和3年8月20日から同年9月2日まで一般の縦覧に供する。

令和3年8月20日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 石垣空港線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

旧新の別	区間	敷地の幅員	延長
旧	石垣市字盛山256番2から 石垣市字宮良1273番82まで	11.2m ～ 85.8m	1960.0m
新	石垣市字盛山256番2から 石垣市字宮良1273番82まで	11.2m ～ 85.8m	1960.0m

公 告

家畜改良増殖法（昭和25年法律第209号）第16条第2項の規定により、家畜体内受精卵移植に関する講習会を次のとおり開催する。

令和3年8月20日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 日時及び場所
 - (1) 日時 令和3年10月4日から同月25日まで（土曜日及び日曜日を除く。）の午前8時30分から午後5時30分まで
 - (2) 場所 沖縄県畜産研究センター（今帰仁村字諸志2009番地5）
- 2 対象となる家畜の種類 牛
- 3 受講手続 受講願書は、住所地为管轄する家畜保健衛生所長に令和3年9月21日までに提出すること。
- 4 その他 詳細については、沖縄県農林水産部畜産課（電話番号098-866-2269）、北部家畜保健衛生所（電話番号0980-52-2939）、中央家畜保健衛生所（電話番号098-945-2297）、宮古家畜保健衛生所（電話番号0980-72-3321）又は八重山家畜保健衛生所（電話番号0980-84-4111）に問い合わせること。

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第1項の規定により、建設業者の許可を次のとおり取り消した。

令和3年8月20日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 (1) 処分をした年月日 令和3年3月9日
- (2) 商号名 有限会社佐久川建設
- (3) 代表者名 佐久川正初
- (4) 所在地 那覇市首里石嶺町4丁目198番地
- (5) 許可番号 沖縄県知事 許可（特-2）第4471号、沖縄県知事 許可（般-2）第4471号
- (6) 処分の内容 建設業の許可の取消し
- (7) 処分の原因となった事実 令和3年1月15日付けで、建設業法第12条に基づき建設業を廃止した旨の届出があった。

- 2(1) 処分をした年月日 令和3年3月9日
 - (2) 商号名 メイワ技建
 - (3) 代表者名 秋葉一男
 - (4) 所在地 浦添市伊祖二丁目22番15-102号コーポ栄
 - (5) 許可番号 沖縄県知事 許可(般-1) 第13745号
 - (6) 処分の内容 建設業の許可の取消し
 - (7) 処分の原因となった事実 令和3年1月15日付けで、建設業法第12条に基づき建設業を廃止した旨の届出があった。
- 3(1) 処分をした年月日 令和3年3月9日
 - (2) 商号名 有限会社山内組
 - (3) 代表者名 金田雄一
 - (4) 所在地 名護市宮里六丁目11番8号2F
 - (5) 許可番号 沖縄県知事 許可(般-1) 第803号
 - (6) 処分の内容 許可した業種のうち管工事業に関する一般建設業の許可の取消し
 - (7) 処分の原因となった事実 令和3年2月2日付けで、建設業法第12条に基づき管工事業を廃止した旨の届出があった。
- 4(1) 処分をした年月日 令和3年3月9日
 - (2) 商号名 株式会社大丸建設
 - (3) 代表者名 大城清
 - (4) 所在地 豊見城市宇平良115番地
 - (5) 許可番号 沖縄県知事 許可(般-28) 第4779号
 - (6) 処分の内容 許可した業種のうち管工事業に関する一般建設業の許可の取消し
 - (7) 処分の原因となった事実 令和3年2月5日付けで、建設業法第12条に基づき管工事業を廃止した旨の届出があった。
- 5(1) 処分をした年月日 令和3年3月9日
 - (2) 商号名 株式会社えんむすびハウジング
 - (3) 代表者名 當間守寛
 - (4) 所在地 那覇市宇天久932番地2
 - (5) 許可番号 沖縄県知事 許可(般-30) 第13524号
 - (6) 処分の内容 建設業の許可の取消し
 - (7) 処分の原因となった事実 令和3年2月8日付けで、建設業法第12条に基づき建設業を廃止した旨の届出があった。
- 6(1) 処分をした年月日 令和3年3月9日
 - (2) 商号名 有限会社平山建設工業
 - (3) 代表者名 平山正幸
 - (4) 所在地 浦添市港川二丁目7番8号
 - (5) 許可番号 沖縄県知事 許可(般-2) 第4108号
 - (6) 処分の内容 許可した業種のうち建築工事業、大工工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロック工事業、鉄筋工事業及び内装仕上工事業に関する一般建設業の許可の取消し
 - (7) 処分の原因となった事実 令和3年2月22日付けで、建設業法第12条に基づき建築工事業、大工工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロック工事業、鉄筋工事業及び内装仕上工事業を廃止した旨の届出があった。
- 7(1) 処分をした年月日 令和3年3月9日
 - (2) 商号名 株式会社全沖産業
 - (3) 代表者名 佐渡山聖
 - (4) 所在地 浦添市牧港五丁目6番8号
 - (5) 許可番号 沖縄県知事 許可(特-2) 第6234号
 - (6) 処分の内容 許可した業種のうち解体工事業に関する特定建設業の許可の取消し
 - (7) 処分の原因となった事実 令和3年2月26日付けで、建設業法第12条に基づき解体工事業を廃止した旨の届出があった。

教育委員会事項

沖縄県立高等学校管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年8月20日

沖縄県教育委員会
教育長 金城弘昌

沖縄県教育委員会規則第8号

沖縄県立高等学校管理規則の一部を改正する規則

沖縄県立高等学校管理規則（平成12年沖縄県教育委員会規則第7号）の一部を次のように改正する。

別表第1 沖縄県立辺土名高等学校の項中「環境科」を「自然環境科」に改め、同表沖縄県立名護商工高等学校の項中「機械システム科」を「工業技術科」に改め、同表沖縄県立南部商業高等学校の項中「電建システム科」を「建築科」に改め、

「

流通ビジネス科 OA経理科 情報ビジネス科

」を「

流通クリエイト科 オフィスクリエイト科 デジタルクリエイト科 観光クリエイト科
--

」に改め、同表沖縄県立宮古高等学校の項中

「理数科」を「文理探究科」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、令和4年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 沖縄県立辺土名高等学校の環境科、沖縄県立名護商工高等学校の機械システム科及び電建システム科、沖縄県立南部商業高等学校の流通ビジネス科、OA経理科及び情報ビジネス科並びに沖縄県立宮古高等学校の理数科は、改正後の別表第1の規定にかかわらず、令和6年3月31日までの間、なお存続するものとする。

沖縄県立高等学校の通学区域に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年8月20日

沖縄県教育委員会
教育長 金城弘昌

沖縄県教育委員会規則第9号

沖縄県立高等学校の通学区域に関する規則の一部を改正する規則

沖縄県立高等学校の通学区域に関する規則（平成16年沖縄県教育委員会規則第7号）の一部を次のように改正する。

第2条中「普通科」の次に「（南風原高等学校普通課郷土文化コースを除く。以下この条において同じ。）」を加える。

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

<p>発行所 沖縄県総務部 総務私学課 電話番号 098-866-2074</p>	<p>印刷所 株式会社 アント出版 〒903-0804 那覇市首里石嶺町4丁目291番地1</p>
---	---